

地球温暖化対策推進大綱の進捗状況

(社会資本整備関係)

表 1	産業部門の需要面での対策	1
表 2	民生部門の需要面での対策	3
表 3	運輸部門の需要面での対策	7
表 4	新エネルギー対策	13
表 6	非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出抑制 対策の推進	15
表 1 1	都市緑化等の推進	17
表 1 2	京都メカニズムの活用に必要な施策等	19

(注) 本資料の対策、施策及び点検結果については、社会資本整備関係を抜粋したのもである。

国土交通省

大 綱 の 記 述

現行対策とその削減量	追加対策とその削減量	国等の施策 (現行、追加)
<p>自主行動計画の着実な実施とフォローアップ(経団連自主行動計画は2010年の二酸化炭素排出量を1990年比±0%以下に抑制することを目標)</p>		<p>2001年度から、省エネ法に基づく基準の遵守状況について新たな総点検スキームを実施。今後必要に応じ、省エネ法に基づく法的措置を発動。また、省エネ法に基づき国に提出された報告等により自主行動計画による省エネルギー対策の進捗状況をフォローしていき、自主行動計画未策定業種や目標に比べ大幅に省エネルギー対策の進捗状況が乖離している業種に対して省エネルギー法に基づいた点検を重点的に実施。</p>

点 検 結 果

平成15年度に講じた施策	現状及び課題	平成16年度以降に講じる施策
・国土交通省においては、住宅・社会資本整備分野の自主行動計画について業界団体へフォローアップを実施。	・住宅・社会資本整備分野においては、各自主行動計画において具体的な数値目標を設定。	・住宅・社会資本整備分野については、社会資本整備審議会環境部会においてフォローアップを実施予定。

大綱の記述

表2 民生部門の需要面での対策		
現行対策とその削減量	追加対策とその削減量	国等の施策 (現行、追加)
住宅・建築物の省エネルギー性能の向上		
【住宅の省エネ性能の向上】		
<p>住宅・建築物の省エネ性能の向上</p> <p>< 導入目標量 ></p> <p>省エネ効果: 約860万kl</p> <p>新築住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標年度2008年度 : 現行基準を5割が達成 <p>新築建築物(非住宅、2000m²以上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標年度2006年度 : 現行基準を8割が達成 約3,560万t-CO₂ 		<p>省エネ法に基づき建築主に対し努力義務。建築主の判断の基準及び具体的な仕様を「設計及び施工の指針」として定め公表(平成11年3月に改正・強化)</p> <hr/> <p>住宅金融公庫融資による省エネルギーに配慮した住宅の誘導措置における基準の強化</p> <hr/> <p>公共住宅における省エネルギー措置の実施や省エネルギー基準に適合した市街地住宅等に対する補助</p> <hr/> <p>省エネルギー性能を含む住宅の性能について分かりやすく表示する制度(住宅性能表示制度)の普及推進</p>

点 検 結 果

平成15年度に講じた施策	現状及び課題	平成16年度以降に講じる施策
<p>・「設計及び施工の指針」の普及・促進。</p>	<p>・住宅金融公庫による融資、補助事業による支援、住宅性能表示制度の活用等、以下に示す対策により普及・促進を実施。</p>	<p>・引き続き「設計及び施工の指針」を普及・促進。</p>
<p>・住宅金融公庫において、平成11年基準に適合するものについては、基準金利の適用、割増融資を実施。</p> <p>・技術者向けセミナーの全国開催(44回)により積極的な周知活動を実施。</p>	<p>・平成14年度の住宅金融公庫融資の省エネ住宅適合率は、平成4年省エネ基準69%(うち平成11年省エネ基準15%、平成15年度データについては16年度末に出る予定)</p> <p>・エンドユーザーへの周知徹底が課題。</p>	<p>・引き続き、平成11年基準に適合するものについては、基準金利の適用、割増融資を実施。</p> <p>・技術者向けセミナーの全国開催を継続するとともに、エンドユーザー及び工務店向けの重点的周知の実施。</p>
<p>・平成14年度に、省エネルギー措置の基準を明確化した公営住宅等整備基準の改正を行い、その基準により、公営住宅の整備を実施。</p> <p>・省エネルギー基準に適合する事業の一部を補助する21世紀都市居住緊急促進事業を推進。</p> <p>・環境への負荷を低減する等一定の要件を満たすモデル性の高い住宅市街地の整備に対し補助。</p>	<p>・改正後の整備基準に基づき、平成14年度に約2.3万戸の公営住宅を整備。</p> <p>平成14年度は、21世紀都市居住緊急促進事業全体で約190件に補助を実施。(平成15年度データについては平成16年度中頃に出る予定)</p> <p>・平成5から平成15年度までに約80地区において実施。</p>	<p>・改正後の整備基準による省エネルギー措置を行った公営住宅の整備を継続。</p> <p>・引き続き、補助事業を実施。</p> <p>・引き続き、補助事業を実施。</p>
<p>・省エネルギー対策等級等を性能表示事項とする「住宅性能表示制度」の普及促進。</p>	<p>・平成15年は設計住宅性能評価書を約12万4千戸に交付。</p>	<p>・引き続き、住宅性能表示制度の普及を促進。</p>

現行対策とその削減量	追加対策とその削減量	国等の施策 (現行、追加)
【建築物(非住宅)の省エネ性能の向上】		
		<p>省エネ法に基づき建築主に対して努力義務。建築主の判断の基準を定め公表(平成11年3月に改正・強化)</p> <p>特定建築物の新築・増改築時の省エネルギー措置の届出の義務づけ(省エネ法の改正)</p> <p>日本政策投資銀行の融資、税制等による誘導</p> <p>環境配慮型官庁施設(グリーン庁舎)の整備を推進</p> <p>既存官庁施設のグリーン診断・改修の推進を図る</p>
【住宅・建築物(共通)の省エネ性能の向上】		
		<p>講演会等を通じた設計・施工に係る技術者の育成</p> <p>住宅・建築物に係る関係業界における自主的な取組の促進</p>

平成15年度に講じた施策	現状及び課題	平成16年度以降に講じる施策
<ul style="list-style-type: none"> ・建築主の判断の基準の普及・促進。 	<ul style="list-style-type: none"> ・エンドユーザーへの周知徹底が課題。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き建築主の判断の基準を活用。
<ul style="list-style-type: none"> ・改正省エネ法を施行し、特定建築物の新築・増改築時の省エネルギー措置の届出を義務化(平成15年4月)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新築建築物における平成11年省エネ基準の適合率は、平成14年度約50%、平成15年4月～11月の実績に基づく速報値は約65% ・エンドユーザーへの周知徹底が課題。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き着実な実施に努力
<ul style="list-style-type: none"> ・政策投資銀行において省エネルギー措置を講じた建築物等に対し低利で融資(エコビル整備事業及び建築物省エネルギー推進事業)。 ・一定の省エネ設備を取得し、事業の用に供した場合の所得税等の優遇(エネルギー需給構造改革推進投資促進税制)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成8年度から平成15年度までに11地区において実施(日本政策投資銀行のエコビル整備事業)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き実施に努める。
<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電、複層ガラス等の環境負荷低減技術を積極的に活用したグリーン庁舎の整備を推進。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度までに累計22施設のグリーン庁舎を整備。環境負荷低減効果を向上させることが課題。 	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーン庁舎の整備を継続するとともに、環境負荷低減技術の見直しを実施。
<ul style="list-style-type: none"> ・官庁施設におけるグリーン診断及び改修を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度までに累計約1300件(延床面積約410万m^2)のグリーン診断を実施。現在の膨大な建築ストックを計画的に改修することが課題。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、グリーン診断及び改修を実施。
<ul style="list-style-type: none"> ・断熱工事にかかる技術者向けの講習会を実施。 ・建築環境・省エネルギー講習会を平成5年度から毎年実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・断熱工事にかかる技術者向けの講習会を計11回実施(平成15年度)。 ・建築環境・省エネルギー講習会の平成11年度～平成15年度の受講者数は約6千人。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、設計・施工に係る技術者を育成。
<ul style="list-style-type: none"> ・「住宅産業の自主的環境行動計画」に基づいて、住宅・建築物における自主的な取組を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 自主行動計画の実施を推進することが課題。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「住宅産業の自主的環境行動計画」について引き続きフォローアップを実施予定。

点 検 結 果

平成15年度に講じた施策	現状及び課題	平成16年度以降に講じる施策
平成15年度までに、TDM施策を含む都市圏交通円滑化総合計画を19都市圏において策定し、支援を行った	これまでに都市圏交通円滑化総合計画を策定した19都市圏を含み、全国約20都市圏において策定、実施するための取組を推進しているところ	引き続き、都市圏交通円滑化総合計画の策定を推進し、支援を実施する
・自転車道や自転車駐輪場の整備を推進。	<p>・平成14年4月現在、自転車道等6,705kmを整備(自転車道、自転車通行帯付き自転車歩行者道、自転車専用道路、自転車歩行者専用道路の道路延長の合計。交通安全施設現況調査)。 [平成15年データは調査中]</p> <p>・自転車駐車可能台数374.9万台を整備(平成13年内閣府調査)</p>	・引き続き、自転車道や自転車駐輪場の整備を推進。
自転車レーンの設置などの社会実験を広島県広島市で実施。	香川県高松市等2箇所において、社会実験で試行した施策を本格導入。	引き続き、新しい施策の導入に向けて社会実験を推進。
・基本的に全ての料金所にETCのサービスを拡大。	・基本的に全ての料金所にETCサービス拡大。	・料金所周辺の渋滞解消及び環境改善等を図るため、ETCの普及を促進する。
・サービスエリアの拡大、道路交通情報提供の内容の充実を推進。	・サービスエリアの拡大、道路交通情報提供の内容の充実が課題。	・引き続き、サービスエリアの拡大、道路交通情報提供の内容の充実を推進。
・走行支援道路システムについて実道の実証実験を実施(実証実験箇所は、首都高速道路参宮橋区間等の実道)	・実証実験結果を踏まえ、実用化に向けた課題等の整理が課題	・実用化可能なシステムから順次実環境へ導入

現行対策とその削減量	追加対策とその削減量	国等の施策 (現行、追加)
<p>路上工事の縮減 (排出削減見込み量) 約40万t - CO₂ < 導入目標量 > 省エネ効果: 約10万kl</p> <p>テレワーク等情報通信を活用 した交通代替の推進 (排出削減見込み量) 約340万t - CO₂ < 導入目標量 > 省エネ効果: 約130万kl(2010年 のテレワーク総人口: 就業者数 の25%程度(1630万人程度)を 想定)</p>		<p>共同溝の整備、集中工事・共 同施行の促進、道路使用許可の 適切な運用</p> <hr/> <p>企業における情報通信環境の 高度化、テレワークの導入、SOHO 支援等に資する税制措置や金融 支援</p> <hr/> <p>テレワーク・SOHOの促進に向け た情報提供、普及啓発等</p>

平成15年度に講じた施策	現状及び課題	平成16年度以降に講じる施策
<p>・約20kmの共同溝整備を実施。</p> <p>・各地域において、地方自治体、道路管理者、占用企業等が参加する道路工事調整協議会を実施し、集中工事や共同施工等の調整を行ったところ。</p> <p>・有識者および道路利用者の代表より構成される路上工事の改善委員会を組織し、路上工事効率化に関する提言をいただくと共に、提言を受けた施策として、従来施策に加え、東京23区内で一定期間掘返しを抑制するエリア(掘返し対策重点エリア)設定や年末・年度末の抑制徹底を実施したところ。</p>	<p>・共同溝の整備を更に効率的に推進する必要がある。</p> <p>・委員会の提言を受けた路上工事縮減施策を全国的に展開し、更なる路上工事の縮減に努める必要がある。</p>	<p>・共同溝の整備を更に効率的に推進する。</p> <p>・委員会の提言を受けた路上工事縮減施策を全国的に展開し、更なる路上工事の縮減に努める。</p>
	<p>・平成14年の日本のテレワーク人口は408万人(週8時間以上実施の雇用型311万人、自営型97万人、調査時期14年10月～11月)と推計。</p>	
<p>・自治体・企業等の先進的なテレワークの取組状況等を把握し、テレワークに取組む上での課題を解決するための方策の検討等を実施。</p> <p>・テレワークの効果を把握し、セミナー等により、周知したところ。</p>	<p>・大都市問題や地域活性化への対応、情報通信の利用環境の高度化等についての検討が課題。</p>	<p>・経済界等の関係団体、学識経験者、関係省庁等からなるテレワーク普及促進のための推進組織を設立し、関係団体を含めた幅広い主体の参画を得て、キャンペーン活動等の普及啓発活動を実施。</p> <p>・テレワークが社会、企業、労働者にもたらす効果を可能な限り具体的に把握し、セミナーの開催等により、広く、国民、経済界等に周知。</p>

現行対策とその削減量	追加対策とその削減量	国等の施策 (現行、追加)
環境負荷の小さい交通体系の構築		
モーダルシフト・物流の効率化等		
<p>物流の効率化 (排出削減見込み量) 約470万t - CO₂ < 導入目標量 > 省エネ効果: 約180万kl</p>	<p>現行の対策及び効果を以下のとおり見直し、推進 ・トラックの輸送の効率化 (排出削減目標量) 約290万t - CO₂ < 導入目標量 > 省エネ効果: 約110万kl(1996年度から2010年度にかけて、トレーラーの保有台数が約1.5万台増加、25t車の保有台数が約7万台増加すると想定)</p> <p>・国際貨物の陸上輸送距離の削減 (排出削減目標量) 約180万t - CO₂ < 導入目標量 > 省エネ効果: 約70万kl(陸上輸送量約9,300百万トンキロ削減を想定)</p>	<p>車両の大型化に対応した橋梁の補強</p>
公共交通機関の利用促進		
<p>公共交通機関の利用促進 (排出削減目標量) 約520万t - CO₂ < 導入目標量 > 省エネ効果: 約200万kl(乗用車利用約8,000万台キロ削減を想定)</p>	<p>都市部における鉄道新線及び中量軌道システムの整備を着実に推進</p> <p>サービス・利便性向上を一層推進することにより公共交通機関の利用を促進</p>	<p>都市部における新交通システム等中量軌道システム整備を推進(1995年から2010年までに約100km供用開始予定)</p> <p>駅前広場等交通結節点の整備</p> <p>公共交通機関利用促進に資する社会実験の実施</p>

平成15年度に講じた施策	現状及び課題	平成16年度以降に講じる施策
<p>・一般国道(指定区間外)、都道府県道、市町村道において、約350箇所の補強を実施。</p>	<p>・一般国道(指定区間)での大型化に対応した橋梁補強は概ね完了。</p>	<p>・引き続き、一般国道(指定区間外)、都道府県道、市町村道における橋梁の補強を実施。</p>
<p>・沖縄都市モノレール(那覇空港～首里)12.9kmが開業。</p>	<p>・1995年度から2003年度までにゆりかもめ(新橋～有明間)等11路線計約75kmが開業。</p>	<p>・引き続き、都市部における新交通システム等中量軌道システム整備を促進。</p>
<p>約180箇所で交通結節点の整備を実施</p>	<p>関係機関との調整に時間がかかることが課題</p>	<p>平成16年度以降も引き続き整備を推進</p>
<p>パークアンドライドなどの社会実験を大分県日田市等2箇所で実施。</p>	<p>大阪府大阪市等8箇所において、社会実験で試行した施策を本格導入。</p>	<p>引き続き新しい施策の導入に向け社会実験を推進。</p>

大綱の記述

表4 新エネルギー対策		
現行対策とその評価	追加対策とその効果	国等の施策 (現行、追加)
【技術開発・実証段階における支援】		
		燃料電池、太陽光発電等に関する技術開発・実証試験の推進
【導入段階における支援等】		
	<p>追加新エネルギー対策 新エネルギーの2010年度1910万kl導入を目指し、2001年に取りまとめられた追加的な新エネルギー対策 (排出削減見込み量) 約3,400万t-CO₂</p> <p><2010年度導入目標量 :1,910万kl> (内訳は以下のとおり。) 太陽光発電 482万kW (うち、住宅用太陽光発電 :約100万台想定) 風力発電 300万kW 廃棄物発電 417万kW バイオマス発電 33万kW 太陽熱利用 439万kl (うち、住宅用太陽熱利用 :約900万台想定) 未利用エネルギー 58万kl 廃棄物熱利用 14万kl バイオマス熱利用 67万kl 黒液・廃材等 494万kl</p>	地方公共団体、事業者等に対する導入補助の推進
【技術開発・実証段階における支援】		
		燃料電池、太陽光発電、バイオマスエネルギー等に関する技術開発・実証試験等の強化

点 検 結 果

平成15年度に講じた施策	現状及び課題	平成16年度以降に講じる施策
<p>・燃料電池について、電解質膜・電極・改質器等の基盤的な技術開発を推進。燃料電池自動車、定置用燃料電池の実証試験を開始。(再掲)住宅用燃料電池の導入に向けたモデル実証実験を実施。</p>	<p>・燃料電池は、経済性の向上、耐久性の向上が課題。(再掲)</p>	<p>・引き続き、住宅用燃料電池の導入のためのモデル実証実験を実施。</p>
<p>・下水道において下水汚泥由来のメタンガス等の新エネルギーを利用する事業を補助。</p>	<p>・下水道事業においても更なる新エネルギー利用の推進が課題。</p>	<p>・引き続き、下水道において新エネルギーを利用する事業を補助。</p>
<p>・バイオマスのメタン発酵と燃料電池を組み合わせたシステムの実施検証事業を実施し、ガス化(木質ガスによる小規模発電システム)、油化(木質廃棄物の急速熱分解システム)、固形化(高圧処理等による木質新燃料の製造・利用技術)技術を開発。</p>	<p>・本格的普及のため革新的な新材料技術の開発が課題。</p>	<p>・廃棄物等からバイオエネルギーを製造する技術開発を行う事業者等に対し技術開発費用を補助。省スペースとなるメタンガスの貯蔵技術の実証実験を実施。木質系廃材に蒸気加圧爆砕処理を施し、下水汚泥と混合発酵させてメタンガスを回収する技術の性能評価研究を実施。</p>

大綱の記述

表6 非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出抑制対策の推進

	現行対策とその削減量	追加対策とその削減量	国等の施策 (現行、追加)
非エネルギー起源の二酸化炭素	<p>廃棄物の焼却に由来する二酸化炭素排出抑制対策の推進 (約300万t-CO₂)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物等の分別の徹底、分別回収・再使用の実施、関連施設の整備等による廃棄物の排出量の削減発生抑制及び再生利用率の向上 < 一般廃棄物約24 産業廃棄物約47% >。 ・ グリーン購入の推進による再生資源・商品の利用促進 	<p>ダイオキシン対策推進基本指針に基づく減量化の目標量の設定(平成11年9月)、循環型社会形成推進基本法の制定、廃棄物処理法の改正及びリサイクルの推進に係る諸法の制定(平成12年6月)並びに廃棄物処理法に基づく廃棄物減量化目標の設定(平成13年5月)により、約300万t-CO₂削減を着実に実施する。</p>	<p>廃棄物処理法に基づく廃棄物減量化目標の設定、容器包装廃棄物、建設廃棄物等の個別リサイクル法に基づく措置の実施</p>
	<p>木材資源の有効利用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林・林業基本計画における林産物の供給及び利用の現状 < 木材供給・利用量 > 20百万m³ 	<p>木材・木質材料の利用拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林・林業基本計画における林産物の供給及び利用に関する目標 < 木材供給・利用量 > 25百万m³ 	<p>国民への普及啓発、公共施設等をはじめとする様々な用途での木材の需要拡大及びその長期利用、多段階利用を促進</p>
一酸化二窒素	<p>(一酸化二窒素の排出削減対策) 下水汚泥焼却施設における燃焼の高度化 (約140万t-CO₂)</p>		<p>「下水道における地球温暖化防止実行計画策定の手引き」の周知徹底</p>
	<p>下水道、合併処理浄化槽等の普及に伴う汚水処理の高度化 (約70万t-CO₂)</p>		<p>「下水道施設計画・設計指針」において適正な燃焼温度管理として明記することにより、全ての高分子流動炉において高温化燃焼を導入</p> <p>下水道、合併処理浄化槽等の整備促進</p>

点 検 結 果

平成15年度に講じた施策	現状及び課題	平成16年度以降に講じる施策
<p>・平成14年5月から施行されている建設リサイクル法の周知・徹底の着実な推進。</p> <p>・「建設リサイクル推進計画2002」や「建設副産物適正処理推進要綱」による建設リサイクルの推進。</p>	<p>・建設廃棄物の排出量及び再資源化率については、平成2年度からほぼ5年ごとに実施している建設副産物実態調査により集計しているため平成15年度は未調査。なお、建設リサイクル法施行に伴い実施した平成14年度調査結果によると、建設廃棄物のうち建設発生木材の排出量及び再資源化率は、排出量(500万トン)、再資源化率(61%)</p>	<p>・引き続き、建設リサイクル法の周知・徹底を図り、建設廃棄物の再資源化率の向上を促進。</p> <p>・建設発生木材等の再資源化施設設置に係る税制上の特例措置の延長及び追加</p>
<p>・グリーン購入法に基づき、間伐材を使用した公共工事を推進。</p>	<p>・平成14年度における国土交通省直轄工事の間伐材使用状況は約24,000m³</p>	<p>・引き続き、グリーン購入法に基づき、間伐材を使用した公共工事を推進。</p>
<p>・同手引きの周知により、焼却施設における燃焼の高温化を推進。</p>	<p>・高温化の図られていない焼却施設の高温化の推進が課題</p>	<p>・引き続き、同手引きの周知を図っていく。</p>
<p>・同指針に基づき、国庫補助事業により、今後整備する焼却炉の高温化燃焼を推進。</p>	<p>・既設置の焼却炉については、今後老朽化による施設の入替えにあわせて高温化燃焼炉への変更の推進が課題。</p>	<p>・引き続き、同指針に基づいた焼却炉の高温化燃焼を推進。</p>
<p>・国庫補助事業により全国2,505箇所において下水道事業を実施。</p>	<p>・下水道による処理人口普及率は中小市町村において31.8%(H14末)と極めて低いことが課題。</p>	<p>・特に中小市町村において、下水道の普及を促進。</p>

大綱の記述

表11 都市緑化等の推進		
現行対策とその削減量	追加対策とその削減量	国等の施策 (現行、追加)
<p>公共公益施設等における緑化 都市公園、道路、河川等の公共 公益施設等において高木を植栽</p> <p><導入目標量：1990年度以降、 2010年度までの高木植栽本数 の増加量を7千5百万本と想定 し、吸収見込量を算定></p> <p>(排出削減(吸収)見込量) 28万t-CO₂</p> <p>(対基準年総排出量比0.02%程 度)</p>		<p>「緑の政策大綱」等に基づく緑 化の推進</p> <hr/> <p>市町村における「緑の基本計 画」の策定の推進と計画に基づく 緑化の推進</p> <hr/> <p>緑の創出に関する普及啓発と 市民、企業、NPO等の幅広い主 体による緑化の推進</p>

点 検 結 果

平成15年度に講じた施策	現状及び課題	平成16年度以降に講じる施策
<p>・都市公園などの公共公益施設等において緑化を推進するとともに、建築物の屋上等の新たな緑化空間の創出を推進。</p> <p>・都市域における川沿いの緑の整備や公園と一体的な河川の整備による水と緑のネットワーク化を推進。</p> <p>・13の都市域において、砂防林の整備、既存樹木を活かした斜面整備などによる都市山麓グリーンベルト整備事業を実施。</p>	<p>・これまでに都市公園等を101,264ha整備(平成14年度末現在)。緑化施設整備計画認定制度に基づいて、8箇所の緑化施設を認定(平成14年度末現在)。</p>	<p>・引き続き、都市公園などの公共公益施設等において緑化を推進するとともに、建築物の屋上等の新たな緑化空間の創出を推進。</p> <p>・引き続き、都市域における川沿いの緑の整備や公園と一体的な河川の整備を推進。</p> <p>・引き続き、13の都市域における都市山麓グリーンベルト整備事業を実施。</p>
<p>・都市緑地保全法に基づく「緑の基本計画」の策定を推進するとともに、同計画に基づいて市町村が行う緑化の推進を支援。</p>	<p>・平成14年度末現在で553市区町村が「緑の基本計画」の策定を完了。</p>	<p>・引き続き、「緑の基本計画」の策定を推進するとともに、同計画に基づいて市町村が行う緑化の推進を支援。</p>
<p>・第14回全国「みどりの愛護」のつどい(平成15年4月26日、兵庫県)、第20回全国都市緑化フェア(平成15年4月28日～6月29日、大分県)を開催し、幅広い主体による緑化の推進を普及啓発。</p>	<p>・これまでに全国「みどりの愛護」のつどいを14回、また、全国都市緑化フェアについては20回開催し、緑の創出に関する普及啓発等を実施。</p>	<p>・第15回全国「みどりの愛護」のつどい(平成16年4月24日、佐賀県)、第21回全国都市緑化フェア(平成16年4月8日～10月11日、静岡県)を開催。</p>

大綱の記述

大綱中の該当箇所	大綱中の記述
ウ その他の施策等 1) 民間事業者等による京都メカニズム活用の支援等	共同実施(JI)及びクリーン開発メカニズム(CDM)の事業に係る案件の発掘及び実現可能性等のための調査等の充実を図るとともに、民間事業者等への情報提供を行う。

点検結果

平成15年度に講じた施策	現状及び課題	平成16年度以降に講じる施策
・住宅・社会資本整備分野におけるCDMの活用について、委員会で検討を実施。	・運輸、製品、住宅・社会資本整備等の新たなCDMの事業分野において、CDMの活用が可能なプロジェクト等が明確でないこと及びコストが比較的大きいため、民間事業者の積極的な参加がないことが課題。	・運輸、製品、住宅・社会資本整備等の新たなCDM事業分野について、CDM促進方策について検討を実施。